

# フィリピンエキスポ2023 in東京

## 出展要項

フィリピンエキスポ2023運営委員会

### 1 開催日時

※雨天決行

令和5年6月9日(金) 10:00~21:00

令和5年6月10日(土) 10:00~21:00

令和5年6月11日(日) 10:00~21:00

### 2 搬入および搬出

(1) 搬入(設営)は開催前日および当日早朝に行ないます。

搬入設営 6月8日(木) 15:00~23:00

6月9日(金) 6:00~9:00

(2) 搬出(撤去)は開催最終日に行ないます。

搬出(撤去)日 11日(日) 20:00~23:00

(3) 開催期間中の搬入搬出

06:00~09:00 (午前9時までに車両を公園から必ず出して下さい。)

21:30~23:30 (午後11時30分までに車両を公園から必ず出して下さい。)

※上記に定めた時間を遵守して下さい。

※搬入搬出の際は「関係者車両証」を前面ガラスに掲示して下さい。

※ハザードランプ点滅の上、速度10<sup>km</sup>以内で走行して下さい。

※歩行者最優先で走行して下さい。

※搬出入の門は誘導員が開閉しますので、誘導員に無断で出入りすることは絶対にやめてください。

### 3 テント・設備

(1) 屋外用テント(①フード②コマーシャル)

(2) 電源(①2000w②500w を上限とします)

(3) テーブル①3台②1台

※ホットプレート、電子レンジ等は使用を制限する場合がありますので、できるだけガス器具をご用意下さい。

(4) 什器備品は出展者側でご用意下さい。(①には2槽式シンク1台付き)

- (5) 看板の設置は事前打合せが必要ですので、設営日前日までに必ずお申し出下さい。
- (6) 発電機の持ち込みはできません。
- (7) 出展場所は運営委員会が出展者のバランス(同業種等)を考慮して決めます。

#### 4 ゴミ処理・排水

- (1)出展される方は事前に下処理等を行い、極力ゴミの出ない方法での販売・展示等をお願いいたします。
- (2)出展者の出したゴミは、会場内及び公園内のゴミ置き場に持ち込むことはできません。  
出店者がテント内及びテント付近に設置したゴミ箱(袋)についても、すべて出展者自身が持ち帰って下さい。
- (3)搬入から搬出まで、テント内及びテント周辺の清掃を常に心掛けて下さい。ダンボールのホッチキス、竹串などは大変危険ですので必ず回収して下さい。つまようじ、画鋏は使用を禁止します。
- (4)公園内の下水道に油や食べ物が混入した汚水は流せません。備え付けのシンクから汚水を流す際は十分気を付けて下さい。食器等の洗い物はできるだけ持ち帰って行なってください。

#### 5 販売方法等

##### (1)禁止事項

- (ア) 強引な売り込みや販売。
- (イ) テントの外(通路や休憩所等)での呼び込み、試食販売。
- (ウ) テントをはみ出しての商品の陳列や調理器具の設置。
- (エ) 偽装表示、不当表示、紛らわしい表示、著作権に抵触する表示。
- (オ) 公序、秩序に反した発言や販売トーク。その他社会通念上、常識を逸脱した行為。

##### (2)クレーム対応

- (ア) 先ず、クレーム者の話を良く聞き、クレームの内容を明確にして下さい。
- (イ) クレームの内容が理解できた場合、『誠心誠意』対応をお願いします。
- (ウ) 対応出来かねるクレームやクレーム者が激怒している場合は、速やかに実行委員会本部に連絡して下さい。  
※曖昧又は出展者の主張を通す様な発言での対応は絶対に行なわないで下さい。

##### (3)販売品の責任

- (ア) 出展者の販売した商品に対する一切の責任は出店者に帰属します。食品を販売する出展者は PL保険(生産物賠償責任保険)に加入して下さい。
- (イ) 出展者は上記に同意し、かつ食中毒が発生しないように『食品衛生法』遵守による万全の注意をお願いします。
- (ウ) 購入者からの求めに応じ領収書を発行して下さい。

##### (4)調理

調理及び販売時には、商品、油や汁物等が飛び散らないように十分に注意し、地面をシートで養生して下さい。

## 6 飲食関連の手続き

### (1)食品

- 1.食品を取り扱う場合は『行事における臨時出店届』を運営委員会に提出して下さい。
- 2.食品を取り扱う出展者は、関連法令の遵守、保健所など関連機関の指導に必ず従って下さい。

### (2)酒類

- 1.缶(ビン)の酒類を販売する場合は、開封してカップを付けて販売して下さい。
- 2.未開封の缶(ビン)で販売する場合は、酒税法上の酒類販売免許保持者による税務署への申請が必要です。

※申請書類の請求と申請は出展者側で行なって下さい。

## 7 注意事項等

- (1)出展者は、この要項の注意事項及び関連法規、その他主催者の指示を遵守して下さい。

※従わない場合は、その場で出展を取り消します。

- (2)提出書類と当日の内容(出展品目等)が異なる場合は、その場で出展を取り消します。

※出店品目の変更は事前に実行委員会の許可が必要です。連絡先などの変更は速やかに実行委員会へ連絡して下さい。

- (3)東京都暴力団排除条例に定める暴力団、準暴力団及びそれらの関係者の関与を禁止します。

※関与が認められた場合は、その場で出展を取り消します。

- (4)この要項を遵守することについて、ご理解、納得していただいた上で、誓約書に署名捺印をして下さい。

以上

---

上記出展要項を理解し、主催者の指示および注意事項等の遵守を確約いたします。

万が一、これに違背があった場合は、出展取り消し等、どのような処分を受けても異存はありません。

令和5年 月 日

出展者： \_\_\_\_\_

責任者： \_\_\_\_\_